

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

年　月　日

福岡県知事殿

譲受人 氏名
(借入)

譲渡人 氏名
(貸入)

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の住所

当事者の別	氏名	住所
譲受人 (借入)		
譲渡人 (貸入)		

2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積及び耕作者の氏名

土地の所在				地目		面積(m ²)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
市区町村	大字	字	地番	登記簿	現況		権利の種類	権利者氏名又は名称	
合計筆		m ² (田)	m ² 、畠		m ²				

3 転用計画

(1)転用の目的		(2)権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細						
(3)事業の操業期間又は施設の利用期間		年　月　日から　年間						
(4)転用の時期及び 転用の目的に 係る事業又は 施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)			第2期	合計		
		名称	棟数	建築面積m ²	所要面積m ²		棟数	建築面積m ²
	土地造成							
	建築物							
	小計							
	工作物							
	小計							
	計							

4 権利を設定・移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他(契約の種類)
	設定　　移転			

5 資金調達についての計画 別紙のとおり

6 転用することによって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要 別紙のとおり

7 その他参考となるべき事項

- (1) 申請地について、申請者である○○（以下「譲受人」という。）は土地購入者と売買契約を締結し、その契約において譲受人又は譲受人が指定する建設業者（以下「指定建設業者」という。）と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね3月以内）に建築請負契約を締結することを約します。
- (2) 譲受人又は指定建設業者と土地購入者とが、（1）の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることを、当該売買契約書に規定します。
- (3) 譲受人は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかつた残余の土地に自ら住宅を建設します。

記載上の注意事項（法第5条関係）

- (1) 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- (2) 譲渡人（貸人）が2人以上である場合等には【別記注】によるものとする。
- (3) 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- (4) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。
- (5) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載する。

※資金調査計画及び被害防除の別紙並びに事業計画書は、県指定の様式をできるだけ使用すること。

[別記注]

譲渡人（貸人）が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人（借入）何某」、及び「譲渡人（貸人）何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとする。この場合、その別紙の様式は、次のとおりとする。

(別紙1) 申請書の1の欄 当事者の氏名・住所

(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積及び耕作者の氏名

(注) 本表は、(別紙1) の譲渡人(貸人)の順に名寄せして記載する。